2 . 人材• 労働

項目【根拠法】	現状	要望内容【期待される効果】
用職種の拡大、対象 事業場の拡大 【労働基準法 38条	に導入が困難である(例えば、企画業務型で解禁されているのは経営企画、人事 企画のみである。また、本社での導入に	生産ライン等明らかに裁量労働制に馴染まない部門以外においては、広く適用できるよう適用職種を拡大(例えば、営業企画、商品企画、事業企画等)する。本社のみならず支社等においても導入可能にする。 【労働者側に時間軸から成果軸への意識改革が促され、企業活動が活性化する】
(13)有期労働契約規制の緩和 【労働基準法第14 条】	る雇用契約」か、「期間の定めのない雇用契約」しか認められていない(60歳以上の高齢者、高度の専門知識を保有する者については、3年が上限。)中途解雇は判例により、認められない場合が多く、企業にとっては終身雇用が採用の前提になっている。このため企業は採用に慎重になり、雇用の流動化を阻害する要因となっている。	【雇用の流動化、人材の活用】
(14)労働者派遣の適 用対象業務に係る規 制の緩和 【労働者派遣法第4 条、附則第4項及び 同法執行令第2条】	企業における「物の製造」の業務等において短期間の要員不足が発生することが予測される場合に、派遣労働の適用対象業務ではないため、要員の確保が難しい。	緩和し、特に、「物の製造」を適用対象
	労働者間派遣期間の制限(従来の26業務については3年(更新2回まで)、新自由化業務に就いては1年とされている。)のため、企業は、業務量の変動にフレキシブルに対応することが阻害されている。	る。【企業のコスト競争力の向上】